

## 令和7（2025）年度 第3回柏崎市地域公共交通活性化協議会（書面協議結果）

令和7（2025）年8月8日付け柏交協第9号で実施した書面協議の結果を下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 書面協議における議事

議案第1号 （北・東エリア）あいくるの利用料について

議案第2号 （北・東エリア）あいくるの乗降ポイントにおける越後交通㈱路線バス停留所での停車に係る合意について

#### 2 書面協議回答数

20名（委員数は21名）

#### 3 書面協議結果

(1) 第1号議案：承認する19名 承認しない1名

「承認する」とした委員が過半数のため、協議会規則第10条第4号の規定により承認されました。

(2) 第2号議案：回答者全員が承認

また、次のとおり意見がありました。

#### <意見>

(1) 令和6年10月15日開催の協議会で承認されたにもかかわらず、本協議となったことに疑問を感じます。

(2) 越後交通㈱の意見書の内容も理解できることから、市と越後交通㈱との意見交換はしていると思いますが、細部まで丁寧な作業が求められるのではないのでしょうか。

(3) 意見が対立する議案は、対面で議論した方が良いと思う。

(4) 議案第1号の資料の2(2)イ及び3(2)「3」に記載のある、各バス停から柏崎総合医療センターまでの距離は、どのようにして測った距離かご教示願います。当該距離が柏崎総合医療センターまでの直通的概算距離であった場合は、タクシーと違い、定期バスは事前に定めた経路を運行していることから、当該距離と同距離に位置する既存運行系統内の停留所の区間運賃を「利用料の設定根拠」とすることはできないと思われます。

<回答>

(1) 協議会において承認された事項については、その後に疑義が生じた場合でも、再度お諮りする必要はないことを確認しております。しかし、関係機関の意見聴取を経て、協議会（令和6年10月15日開催）で提出されなかった意見も併せて各委員にお示しし、ご判断を仰ぐことが適切と考え、今回改めてお諮りしたものです。趣旨について、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます。

(2) この間、懸念される部分の解消に向けて、当該路線の乗降調査を両者で実施するなど、利用実態の把握と、その調査結果に基づく協議を重ねてまいりました。両者ともこの課題に真摯に向き合い、丁寧に進めてまいりましたが、結果として合意に至ることができず、本協議会でお諮りすることとなったところです。

協議結果としては、事務局案を承認いただきましたが、運行開始後も路線バスの利用実績を注視しながら、意見交換等を継続してまいります。

(3) 御指摘のとおり、本議案については対面での協議が望ましいと考え、当初から参集による開催を調整しておりましたが、法定手続きまでの猶予がなく、かつ、夏季休暇期間もあることから、参集では委員の過半数の出席が難しいと判断し書面開催としたところです。

今後も委員の皆様から十分御審議いただけるよう開催方法も含め適切に準備してまいります。

(4) 議案第1号「2 利用料の設定根拠について」でお示したとおり、自家用有償旅客運送における対価の取扱いについては、市町村運営有償運送のうち専ら交通空白輸送を行うものに係る運送の対価の範囲は、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を目安とすることとされています。

北エリア（西山町地内）から柏崎総合医療センター間には路線バスが運行していないことから、対価の設定に当たっては、長岡駅前線における同等距離の区間運賃を目安といたしました。なお、距離の算出に当たっては、既存路線バスの運行経路を基礎に、当該区間を直行した場合に相当する距離を想定しております。